

普及啓発・人材育成専門調査会 委員名簿

- 鎌田 敬介 一般社団法人金融 I S A C 専務理事／CTO
株式会社 A r m o r i s 取締役／CTO
- 蔵本 雄一 合同会社 W h i t e M o t i o n CEO
- 後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 学長
- 志済 聡子 中外製薬株式会社 執行役員 デジタル・IT統轄部門長
- 下村 正洋 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 理事・事務局長
特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 理事
一般社団法人セキュリティ対策推進協議会 会長
- 中西 晶 明治大学 経営学部 教授
- 野口 健太郎 独立行政法人国立高等専門学校機構 本部事務局 教授
- 藤本 正代 情報セキュリティ大学院大学 教授
G L O C O M 客員研究員
- 三浦 明彦 全日本空輸株式会社 取締役 常務執行役員
- 宮下 清 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会 参与

(令和2年4月現在、五十音順、敬称略)

普及啓発・人材育成専門調査会の設置について

〔平成27年2月10日
サイバーセキュリティ戦略本部決定〕
平成31年4月1日
一部改定

1. サイバーセキュリティ基本法施行令（平成26年政令第400号）第2条の規定に基づき、サイバーセキュリティに関する普及啓発及び人材育成に係る事項について、調査検討を行うため、普及啓発・人材育成専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
2. 専門調査会の委員は、サイバーセキュリティに関する普及啓発及び人材育成に係る事項について優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者（当該委員がサイバーセキュリティ戦略本部員の場合にあっては、サイバーセキュリティ戦略本部長が指名する者）とする。
3. 専門調査会の会長は、その委員の互選により決する。
4. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、当該専門調査会の委員以外の者に対し、当該専門調査会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
5. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、専門調査会の下にワーキンググループを置くことができる。
6. 専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
7. 専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
8. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は会長が定める。
9. 「普及啓発・人材育成専門委員会」（平成23年7月8日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

普及啓発・人材育成専門調査会の運営について

平成27年12月14日

普及啓発・人材育成専門調査会会長決定

「普及啓発・人材育成専門調査会の設置について」（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第8項に基づき、普及啓発・人材育成専門調査会（以下「専門調査会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

専門調査会会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

2. 配布資料の公開について

専門調査会会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とするができる。

以上